

福知山市監査委員告示第13号

令和4年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和5年3月28日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

市長公室 職員課

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>歳入徴収簿などに記載すべき内容や整理が適切になされていないものがあった。適切な収入事務に努められたい。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>適切な収入事務となるよう記載内容の是正をした上で、適正に整理、保管がされるよう改善した。</p>

市長公室 秘書広報課

監査の結果	講じた措置
<p>1 サービスについて</p> <p>時間外命令簿において、数日分まとめて事後承認されているものが複数見受けられた。また、選挙事務従事分の予算項目を誤っているものが見受けられた。適切な時間外勤務の管理に努められたい。</p>	<p>1 サービスについて</p> <p>申請、事前命令、確認作業を速やかに行うように改善した。</p> <p>再発防止のために、課内でサービスについて研修を行った。</p>

建設交通部 建築住宅課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>物品購入に係る設計価格の算定において、事務取扱要領に規定された手続きによらず設計されているものがあった。適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 契約について</p> <p>法令遵守を徹底した確認・管理体制を構築した。</p> <p>(1) 起案者、審査の確認にチェックリストを使用</p> <p>(2) 起案者、係員（確認する分野担当を決め、責任を持たせる）、担当係長、課長による確認体制</p>

建設交通部 用地課

監査の結果	講じた措置
<p>1 財産管理について</p> <p>(1) 郵便切手の管理において、受払簿と切手保管額が一致しておらず、適正な管理が行われていなかった。管理の適正化に努められたい。</p> <p>(2) 法定外公共物の占用許可において、更新手続きが適切に行われていないものがあつた。適正な許可手続きを行われたい。</p>	<p>1 財産管理について</p> <p>(1) 指摘箇所については、正しく修正した。今後は受払の担当者を設定するとともに、月1回受払簿と現物について複数人による確認を行うこととした。</p> <p>(2) 指摘箇所については、速やかに占用申請をいただいた。また、他の占用案件についても、申請・許可の内容等と照合の上、一覧表を作成し、占用期間等の管理を行うこととした。</p>

財務部 契約監理課

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>歳入歳出外現金の現金出納簿において、集計が誤って記帳されていた。事務の適正化に努められたい。</p> <p>2 文書取扱について</p> <p>建設工事の契約締結伺において、決裁権者の押印がなく、契約書に公印が押印されているものがあつた。適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>集計の誤り等については、修正した。今後は、チェック体制を見直し、毎月末に各帳票との突合等を行うこととした。</p> <p>2 文書取扱について</p> <p>今後は、決裁終了後、押印漏れ等がないか確認等を行うこととした。</p> <p>また、合議先各課においても、決裁終了後、押印漏れ等の確認を行うように指導することとした。</p>